

「年金加入期間等報告書」提出案内 リーフレット

新たに公立学校共済組合の一般組合員資格を取得された方、または再取得された方は、これまでの年金制度加入状況を確認するために下記の書類の提出が必要です。

＜対象者＞

- ① 新採用職員
- ② 短期組合員から一般組合員になった組合員

手続きが必要な理由

前歴に公務員(共済組合加入)期間がある場合は、加入していた共済組合から年金算定基礎情報の移管を受け、公立学校共済組合期間とあわせて、将来受け取る公務員年金の算定基礎情報として管理します。

提出書類

下記(1)～(4)の書類を提出します。

※ 年度始めの資格取得者は4月下旬に、年度途中の資格取得者はその都度、組合員証(保険証)を送付する際、所属事務担当者あてにリーフレット・様式等を同封しています。



(1) 年金加入期間等報告書(共済様式 60号)

- ・ 対象者全員が提出します。
- ・ 作成にあたっては、送付する様式に手書きで記載するか、公立学校共済組合新潟支部ホームページ又は総務事務システム(該当所属のみ)からエクセル様式をダウンロードして入力してください。

公立学校共済組合新潟支部ホームページからダウンロードできます。

【URL】 <https://www.kouritu.or.jp/niigata/>

トップページの「様式集」→「年金関係」

県の所属や県立学校等の場合は、総務事務システムからダウンロードできます。

【検索方法】

総務事務システム－「事象別申請」－「採用」－「3年金加入期間等報告書」

(2) 所属保管の履歴書の写し (所属長の原本証明は不要)

所属事務の方から受け取ってください。

履歴書が電子化されている本庁・教育事務所・教育機関の職員、県立学校行政職、学校栄養職及び技能労務職の職員については不要です。(福利課から人事主管課へ別途依頼します)

(3) 基礎年金番号が確認できるものの写し

【基礎年金番号が確認できるものの例】

・年金手帳 ・ねんきん定期便 ・基礎年金番号通知書 等

資格取得日現在 20 歳未満で、公的年金制度に加入したことがない方は、基礎年金番号が付番されていないため不要です。

(4) 年金受給権者 再就職届書

<対象>

公務員制度の退職(老齢)、障害年金を現在受給中(全額・一部停止中の場合も含む)の方

次ページ以降の別紙「年金受給権者再就職届」の提出について(依頼)をご確認いただき、併せてご提出ください。

提出期限・提出方法

【提出期限】 速やかに提出してください。

- ・ 県の所属や県立学校等から福利課あてに棚入れを利用する場合は、必ず、あて先を「公立学校共済組合 新潟支部 年金係」と明記してください。



照会・提出先

〒950-8570 住所記載不要

公立学校共済組合新潟支部 年金係

(新潟県教育庁福利課内) TEL 025-283-5101・5103

----- 宛 名 ラ ベ ル -----

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
(新潟県教育庁福利課内)
公立学校共済組合新潟支部 年金係 あて

「年金受給権者再就職届書」の提出について(依頼)

新たに公立学校共済組合の一般組合員資格を取得された方、または再取得された方で、以下の事項に当てはまる方は下記の書類の提出が必要です。

<対象者>

公務員制度の退職（老齢）、障害年金を現在受給中(全額・一部停止中の場合も含む)の方（年金機構の国民年金・厚生年金及び私学共済の年金受給者は対象外）

手続きが必要な理由

再就職により、受給されている退職共済年金、老齢厚生年金、障害年金は、支給停止の対象となります。

また、公立学校共済組合以外の共済組合から年金を受給している場合は、その年金は消滅し、新たに公立学校共済組合で年金を決定し支給することになります。

この届出がないと、年金の支給に支障が生じますので、必ず提出してください。

提出書類

下記（１）（２）の書類の提出をお願いします。

※年金機構の国民年金・厚生年金及び私学共済の年金受給者は提出不要です。

（２）年金受給権者再就職届書

- ・ 作成にあっては、記載例を参考にしてください。
- ・ 地方公務員共済、国家公務員共済組合や新潟県市町村共済組合の年金を受給されている場合は、ご連絡ください。様式が異なるため別途送付いたします。

（３）年金証書

公立学校共済組合の年金受給者は写し

公立学校共済組合以外の年金受給者は原本

注１） 現在年金請求中でまだ年金証書を保有していない場合は、年金証書記号番号の上に「請求中」と記載してください。

注２） 年金証書を紛失等で提出できない場合は、付箋などでその旨をお知らせください。

例：年金証書を紛失したため提出できません。



公立学校共済組合から年金を受給している方へ

公立学校共済組合員資格を再度取得したことによる年金の支給停止計算が行われます。停止計算が行われた後、公立学校共済組合本部から通知されます。

公立学校共済組合以外の共済組合から年金を受給している方へ

公立学校共済組合員資格を取得したことにより、他の共済組合で決定し支給されていた年金は消滅し、当共済組合で新たに決定して支給します。

公立学校共済組合本部で年金決定処理が終了後に、年金証書が送付され、支給開始となります。年金決定までには、数か月必要となることをご了承ください。



照会・提出先

〒950-8570 住所記載不要

公立学校共済組合新潟支部 年金係

(新潟県教育庁福利課内) TEL 025-283-5101・5103

----- 宛 名 ラ ベ ル -----

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
(新潟県教育庁福利課内)
公立学校共済組合新潟支部 年金係 あて